

第9回 医療にまつわる 絵画コンクール

審査方法及び審査基準

1. 審査方法

(1) 形式審査

応募作品のうち、指定サイズ外のもの、糊等を使用して張り付けた立体性のあるもの、「第9回 今村総合病院 絵画コンクール 作品募集のお知らせ」の「3. 応募作品の種類と規格」に定める規格に該当しないものを除く。

(2) 第一次審査

募集区分ごとに、第一次審査を行い、部門ごとに数点選定する。(応募者数によって選定数に変更有)

(3) 第二次審査

審査委員が無記名で選定し、その結果、最も高得点を得たものを最優秀賞1点とする。部門ごとに、得点が高いものから優秀賞1点、その他特別賞を数点選定する。

一回で決まらなかった場合は、同点のものについて、再度、審査委員の協議により選定を行う。

2. 審査委員

外部審査員として数名、公益財団法人慈愛会から3名選出し、審査委員とする。

3. 審査基準

審査に当たっては、絵画としての評価、テーマへの関連性、デザイン性・アピール度の3点から総合的に選定を行うものとする。

(1) 絵画としての評価

「子供らしく創造性に富んでいる」

「描こうとしていることがはっきりしている」

「よく考えてユニークに表現している」

(2) テーマへの関連性

「テーマへの関連性がある」

「主張が明確である」

(3) デザイン性、アピール度

「作品として人の目をひく」

「ユーモアがあり好感が持てる」

「子供らしさが出ている」